平成２５年（フ）第２２８４号
奈良県桜井市朝倉台東７丁目596番地の59
破産者　逸﨑　廸彦
1　期日　平成26年３月４日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２３号
山口県長門市仙崎1466番地４
破産者　田中　準子
異議申述期間　平成26年３月26日まで
平成26年２月10日　　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１４７号
松江市鹿島町恵曇301番地１、住民票上の住所東京都文京区春日２丁目４番15号スタート21　305
破産者　片寄　英治
異議申述期間　平成26年４月７日まで
平成26年２月10日　　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３００１号
大阪府泉大津市なぎさ町６番１号
清算株式会社　泉大津港湾都市株式会社
代表清算人　木谷　篤孝
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（ヒ）第１０２号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田農園
代表清算人　碇　　信市
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第７号
兵庫県姫路市別所町家具町36番地
清算株式会社　ケイジー運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１０２号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　共栄食品株式会社
代表清算人　碇　　信市
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者株式会社町田建設に支払い、残債務の免除を受ける。
2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者株式会社町田建設に弁済する。
この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
宮城県多賀城市新田字下216番地
再生債務者　学校法人高橋学園
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月22日から平成26年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再）第１号
島根県大田市大森町イ1688番地２
再生債務者　株式会社セラミカ
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年５月２日から平成26年５月16日まで
松江地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　株式会社友好産業
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年２月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２５年（再）第３号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　濵﨑すみ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年２月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２２年（再）第１４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番56号、認可決定時の本店所在地大阪市旭区新森７丁目４番33号
再生債務者　東海工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１７号
福島県郡山市御前南５丁目44番地
再生債務者　大堀　伸一
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月13日から平成26年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２５年（再イ）第１５５号
埼玉県久喜市本町６丁目15番62号
再生債務者　及川　尋好
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月14日から平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１８８号
千葉県船橋市みやぎ台２丁目13番10号
再生債務者　余田　正行
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月14日から平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第１号
千葉県君津市大井戸354番地
再生債務者　鈴木　幹一
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月14日から平成26年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第２２２号
愛知県知多市西巽が丘１丁目８番地の16
再生債務者　徳野　朋文
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月７日から平成26年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部